

[標準様式例7-2]

(第2回、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和6年7月29日
契 約 業 者 名	大日本ダイヤコンサルタント(株) 関東支社
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心11番2
業 務 の 名 称	R5甲府河川国道交通対策設計業務
業 務 場 所	甲府河川国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	本業務は、甲府河川国道事務所管内の交通安全対策事業における道路詳細設計等を実施するものである。
履 行 期 間 (自)	令和6年8月30日
履 行 期 間 (至)	令和6年12月16日
変 更 前 の 契 約 金 額	26,884,000円(税込み)
変 更 金 額	+6,468,000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	33,352,000円(税込み)
変 更 理 由	1.道路設計 ・国道20号初狩地区において整備方針検討の結果、用地取得済み区間における早期の暫定整備が必要となったため、道路詳細修正設計を追加する。 2.歩道設計 ・国道139号上暮地区において現地調査の結果、民地の土地改変等により計画の見直しが必要となったため、歩道詳細修正設計及びプレキャストL型擁壁割付一般図を追加する。 3.平面交差点設計 ・国道20号一ツ谷交差点において整備方針検討の結果、用地取得済み区間における早期の暫定整備が必要となったため、平面交差点修正設計を追加するとともに、合わせて水路構造物の施工計画検討を追加する。 4. 道路休憩施設設計 ・道の駅なんぶにおいて現地調査の結果、進入路における逆走等の危険な状況が確認され、交通安全対策が必要となったため、道の駅駐車場安全対策設計を追加する。 5. 一般構造物設計 ・中部横断自動車道において整備方針検討の結果、ワイヤロープの追加整備が必要となったため、一般構造物詳細設計を追加する。 ・国道52号万沢地区において現地調査の結果、盛土予定箇所において既設の水路構造物が確認され、支障を与えないために擁壁による土留めが必要となったため、一般構造物予備設計を追加する。 ・関係機関との調整の結果、道の駅においてEV充電施設が整備された事、また、交差点名が変更となる事に伴い、標識の改修が必要となったため、標識設計を追加する。 6. 工期 工期は、以上の追加・増工により、138日延伸し、令和6年12月16日までとする。

(第3回、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和6年12月12日
契 約 業 者 名	大日本ダイヤコンサルタント(株) 関東支社
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心11番2
業 務 の 名 称	R5甲府河川国道交通対策設計業務
業 務 場 所	甲府河川国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	本業務は、甲府河川国道事務所管内の交通安全対策事業における道路詳細設計等を実施するものである。
履 行 期 間 (自)	令和6年8月30日
履 行 期 間 (至)	令和6年12月16日
変 更 前 の 契 約 金 額	33,352,000円(税込み)
変 更 金 額	+3,344,000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	36,696,000円(税込み)
変 更 理 由	山中湖自転車歩行者道において、山中湖自転車歩行者道景観検討委員会における具体的な施工の方針が決定し、当該道路の施工に関わる浚渫工、ポケットパークについて、地元自治体との協議を早急に行う必要があることから、やむを得ず本業務で実施する。 中部横断自動車道のワイヤーロープ防護柵において既存資料では埋設物の位置を特定できないことが判明し、ワイヤーロープ防護柵の設置に際して支障となる地中埋設物の有無を地中レーダー探査を用いた確認が早急に必要となったため、やむを得ず本業務で実施する。 道の駅富士川 第2駐車場において、地元自治体との協議の結果、早急な設計の見直しが必要となったことから、やむを得ず本業務で実施する。